

足立区見本市等助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内（以下「区内」という。）の企業及び産業団体が自社製品を国内外に広く発信し、新たな販路開拓を図ることを支援するため、見本市等に出展する際の事業経費の一部を補助し、区内の自社製品の優秀性を広く市場に紹介することによって、販路拡張を図り、併せて技術の向上を促進させ、区内産業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 見本市等 区内企業の製品の優秀性を広く市場に紹介することを目的として行う事業及び国の内外で行われる販路拡張のための見本市、フェア、展示会等をいう。
- (2) 地域の見本市 区内企業が販路拡張及び区内の地域活性化のために行う、区民に対してのワークショップや体験等のイベントをいう。

(補助の実施)

第2条 区は、区内の企業又は産業団体が、見本市等に参加する場合又は2社以上が参加する身近な地域で行う見本市等を主催する場合に補助を行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象としない。

- (1) 区が主催し、又は共催して行う見本市等又は商談会
- (2) 2会計年度にわたって行われる事業
- (3) 暴力、性描写等その他公序良俗に反する事業を行う企業が主催する見本市等

3 この要綱に基づく補助対象となる企業は、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に定める中小企業者で、区内に本社又は本店があり、主たる活動実態が区内の事業所、工場等にある企業とする。

4 この要綱に基づく補助対象となる産業団体は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。

- (1) 足立区工業会連合会及びその会員団体、あだち異業種連絡協議会及びその会員異業種交流会並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)及び中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)で定める組合等
- (2) その他の団体で産業経済部長が別に定めるもの

5 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業又は産業団体は、補助の対象外とする。

- (1) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)

号)に定める無差別大量殺人行為を行った団体

(4) 前3号の団体の支配又は影響の下に活動しているものと認められる団体又は個人(補助対象経費及び補助金額)

第3条 補助金の交付額は、次の各号に掲げる種別に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 国内で行われる見本市等 次に掲げるとおりとする。ただし、補助金の交付は、ア及びイを合わせて年3回を限度とする。

ア 産業団体又は足立ブランド認定企業(足立ブランド認定推進事業実施要綱(19足産産発第1369号 平成20年2月19日 部長決定)に基づき足立ブランドの認定を受けた企業をいう。)が当該団体又は企業のみで出展し、足立ブランドのPRを行う場合は、1団体又は企業あたり1回20万円を限度とし、補助対象経費の2分の1以内の額を補助する。

イ アに規定する場合以外の場合に該当する企業に対しては、1企業あたり1回10万円を限度とし、補助対象経費の2分の1以内の額を補助する。

(2) 国外で行われる見本市等 企業と産業団体のいずれも、50万円を限度とし、その補助対象経費の2分の1以内の額を補助する。ただし、補助金の交付は、年1回を限度とする。

(3) 地域の見本市 企業と産業団体のいずれも、10万円を限度とし、その補助対象経費の3分の2以内の額を補助する。ただし、補助金の交付は、年3回を限度とする。

2 この補助金交付対象となる事業について、国、都、他自治体又は産業団体等から補助金等が交付されている場合は、補助の対象外とする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てるものとする。

4 補助対象経費は、別表第1に掲げるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする産業団体又は企業は、見本市等助成事業補助金交付申請書(様式第1号又は様式第1号の2)及び事業計画書(様式第2号又は様式第2号の2)に別表第2に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

(交付決定及び却下)

第5条 区長は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが必要かつ適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、見本市等助成事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知する。

2 前項の審査により、その内容が補助金を交付することが不要又は不適正と認めたときは、見本市等助成事業補助金交付取消(却下)決定通知書(様式第4号。以下「取消決定通知」という。)により当該申請者に通知する。

(実績報告及び請求)

第6条 交付決定を受けた産業団体又は企業は、事業終了後1か月以内に見本市等助成事業補助金実績報告書(様式第5号又は様式第5号の2)、収支決算書(様式第6号又は様式第6号の2)及び請求書兼口座振替依頼書(様式第7号。以下「振替依頼書」という。)に

別表第3に掲げる書類を添付して区長に提出するものとする。

- 2 交付決定（地域の見本市等に係るものを除く。）を受けた産業団体又は企業は、事業終了から6か月経過したときは、1か月以内に、見本市等助成事業補助金出展成果報告書（様式第8号）を区長に提出するものとする。

（補助金の額の確定）

第7条 区長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、見本市等助成事業補助金交付額確定通知書（様式第9号。以下「確定通知」という。）により申請者に通知する。

- 2 前項の審査の結果、確定額が交付決定額と異なる場合は、交付決定を行った金額の範囲内で確定することができる。この場合、変更内容を確定通知に記載し当該申請者に通知する。

（補助金額の変更後の請求）

第8条 前条第2項により、請求額が確定額と異なる場合は、確定を受けた産業団体又は企業は、再度振替依頼書を提出し、変更後の補助金額を区長に請求するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 区長は、産業団体又は企業が次の各号のいずれかに該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 前条に規定する手続をしないとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令（この要綱を含む。）に違反したとき。
- (4) 補助金の交付決定に係る事業の実施において、当該決定に係る第4条の補助金交付申請書等の内容と異なる行為があったと認められるとき。

- 2 前項の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを行ったときは、取消決定通知により当該申請者に通知する。

（補助金の返還）

第10条 区長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に産業団体又は企業に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助金の経理）

第11条 補助を受けた産業団体又は企業は、収支を明らかにした一定の帳簿を調べ、証拠書類を随時提出できるよう整備しておかなければならない。

（職員の調査）

第12条 区長は、補助を受けた産業団体又は企業の補助金に係る経費の収支等について、関係職員等に対し、調査することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めのない事項については、足立区補助金等交付事務規則（昭和50

年足立区規則第6号)を適用するものとする。

付 則

この要綱は、平成5年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (22足産産発第2199号 平成23年3月31日 区長決定)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則 (23足産産発第2099号 平成24年3月30日 区長決定)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (29足産産発第2531号 平成30年3月28日 区長決定)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則 (30足産産発第2628号 平成31年3月29日 区長決定)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則 (2足産産発第2933号 令和3年3月31日 区長決定)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則 (3足産産発第1205号 令和3年9月15日 区長決定)

この要綱は、令和3年9月15日から施行する。

付 則 (3足産産発第2490号 令和4年3月7日 区長決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和4年2月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、適用日以後に本補助金の交付申請を行った者について適用し、適用日前に本補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則 (5足産産発第154号 令和5年4月21日 区長決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和5年4月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、適用日以後に本補助金の交付申請を行った者について適用し、適用日前に本補助金の交付申請を行った者については、なお従前の例による。

付 則 (5足産産収第3731号 令和6年3月29日 区長決定)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則 (6足産産発第3967号 令和7年3月28日 区長決定)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、改正前の足立区見本市等助成事業補助金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1 助成対象経費（第3条関係）

出展先	経費	経費の内容
国内	出展料	当該見本市等に出展するために必要なスペースの確保に要する経費。出展料、小間代金、ブース代
国外	出展料	当該見本市等に出展するために必要なスペースの確保に要する経費。出展料、小間代金、出品料、ブース代
	現地通訳費	会期中及び搬出入時の現地通訳に要する経費（1名分）
	渡航費	事業主又は従業員が当該見本市のために開催国を往復する航空運賃、会期中及び搬出入日前後1泊の現地宿泊費（ともに1名分）
地域の 見本市	備品購入費 委託費 使用賃借料 広告宣伝費 印刷製本費	2社以上が集まって、地域でのワークショップ等の体験を通して地域振興や販路拡大を目的とする見本市にかかる経費として、物品購入等備品購入費、会場設営等委託費、会場使用賃借料、PR広告宣伝費、チラシ作成等印刷製本費

別表第2 交付申請添付書類（第4条関係）

出展先	添付書類	要件
国内	1 開催概要（写し可）	パンフレット等で日時、会場、規模、会場使用料（出店料）が確認できるもの。
	2 団体規約及び会員名簿	産業団体のみ
	3 その他区長が必要と認めたもの	
国外	1 開催概要（写し可）	パンフレット等で日時、会場、規模、会場使用料（出展料）が確認できるもの。
	2 訳文	添付書類が外国文で記載の場合
	3 団体規約及び会員名簿	産業団体のみ
	4 その他区長が必要と認めたもの	
地域の 見本市	1 開催案内（写し可）	パンフレット等で日時、会場及び規模が確認できるもの
	2 団体規約及び会員名簿	産業団体で主催する場合

	3 見積書（写し）	当該見本市等を開催する環境を整えるための経費の見積書（経費の内容及び見積りが確認できるもの）
	4 その他区長が必要と認めたもの	

別表第3 実績報告書添付書類（第6条関係）

国内	1 領収書（写し）	
	2 出展時の自社ブース写真	自社ブース全体及び出展製品等がわかるもの
	3 足立ブランドをPRしている写真	足立ブランド認定企業のみ
	4 その他区長が必要と認めたもの	
国外	1 領収書（写し）	*渡航費の領収書には日時、旅程が確認できる資料を添付すること。 *領収書等の金額が現地通貨の場合、振込時又は当該見本市等出発時のレート表を添付すること。
	2 出展時の自社ブース写真	自社ブースの全体、出展製品等が確認できるもの
	3 訳文	添付書類が外国文で記載の場合
	4 その他区長が必要と認めたもの	
地域の見本市	1 領収書（写し）	
	2 開催時の資料	地域の見本市の開催が確認できる資料
	3 その他区長が必要と認めたもの	